

津波災害警戒区域に指定後の津波避難対策に関する説明会の開催について

- 最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という基本理念のもとで、総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する「津波防災地域づくりに関する法律」(通称:津波法)が2011年12月に施行されました。
- 2021年3月22日に津波法に基づき、神奈川県から津波災害警戒区域(通称:イエローゾーン)の指定がされたことから、今後の市の津波避難対策に関する説明会を次のとおり開催しますのでお知らせします。
- 新型コロナウイルス感染症の対策として、入場者数を制限するため電話申込制とし、実施時間も1時間とさせていただきます。(※申し込み者多数の場合は、同日に2回目を設定いたします。)
- 新型コロナウイルス感染症の状況により、延期等変更をさせていただく場合があります。

●説明

【開催日時】2021年(令和3年)7月17日(土曜日)9時30分~10時30分

【開催会場】辻堂市民センター ホール(先着50名)※電話申し込み

藤沢市辻堂東海岸1丁目1-41(裏面の会場案内図ご参照)

【説明内容】津波災害警戒区域に指定された後の、市の津波避難対策などについて説明を行います。

【申し込み方法】電話申し込み(お名前・住所・連絡先をお伝えください)

申し込み先 : 辻堂市民センター 電話 0466-34-8661

平日午前8時30分~午後5時まで(土・日・祝日を除く)

令和3年6月21日(月曜日)から受け付け開始

※片瀬地区・鵜沼地区にお住まいの方への説明会は、別途開催します。

●イエローゾーンについて

○平成27年に県が公表した津波浸水想定区域が津波災害警戒区域として指定されました。

○開発規制や土地利用規制はありません。

○基準水位が県から公表されました。

これまでの浸水深に加え、津波が建物に衝突した際のせりあがりを加えた0.1m単位の数値「基準水位」が、10m四方毎のエリアでわかります。

市のホームページや辻堂市民センターにて確認ができます。

市ホームページ



県ホームページ

